

令和3年11月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

令和3年11月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案	1
第 2 号	香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案	3
第 3 号	香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例及び香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案	8
第 4 号	香川県広域水道企業団情報公開条例及び香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	13
第 5 号	香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	15
第 6 号	香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案	17
第 7 号	令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について	18
第 8 号	令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について	19

令和3年度補正予算

香川県広域水道企業団水道事業会計

(第 1 号)

第1号

令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算第5条の債務負担行為の追加及び変更は、「別表 債務負担行為補正」による。

別 表				
債務負担行為補正				
追 加				
事 項		期 間		限 度 額
建設工事管理システム 保守・運用業務委託		令 和 4 年 度		千円 7,050
変 更				
事 項		補 正 前		補 正 後
御 殿 配 水 池 築 造 工 事		期 間	限 度 額	期 間
		令 和 4 年 度 ～ 令 和 5 年 度	千円 920,000	令 和 4 年 度 ～ 令 和 6 年 度
				千円 1,069,000

予 算 外 議 案

(第2号～第8号)

香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第32条 料金は、納入通知書、口座振替（自動払込みを含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により徴収する。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第32条 料金は、納入通知書、口座振替（自動払込みを含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する<u>同法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により徴収する。</u></p> <p>2・3 略</p>

第2

改正後	改正前
<p>(給水契約の申込み)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(給水契約の申込み)</p> <p>第17条 水道を使用しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>(水道の使用中止等の届出)</p> <p>第21条 略</p>	<p>(水道の使用中止等の届出)</p> <p>第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 用途を変更し、又は複数の用途で使用しようとするとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

(使用水量又は用途の認定)

第31条 略

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納入通知書、口座振替（自動払込みを含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により徴収する。

2・3 略

別表7（第29条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

用途の別	メーターの口径	金額
一般用	13ミリメートル	500円
	20ミリメートル	900円
	25ミリメートル	1,300円
	30ミリメートル	1,700円
	40ミリメートル	3,700円
	50ミリメートル	5,700円
	75ミリメートル	13,300円
	100ミリメートル	25,100円
	150ミリメートル	62,750円
事業用	13ミリメートル	30,500円
	20ミリメートル	30,900円
	25ミリメートル	31,300円
	30ミリメートル	31,700円
	40ミリメートル	33,700円
	50ミリメートル	35,700円

(使用水量又は用途の認定)

第31条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量又はその用途を認定する。

(1)～(3) 略

(4) 料率の異なる2種以上の用途で水道を使用するとき。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納入通知書、口座振替（自動払込みを含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により徴収する。

2・3 略

別表7（第29条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	5立方メートルまで	630円
事業用A	20立方メートルまで	2,520円
事業用B	300立方メートルまで	37,800円
事業用C	5,000立方メートルまで	630,000円
事務所用	10立方メートルまで	1,260円
官公庁用	50立方メートルまで	7,560円
自治会、集会所用	5立方メートルまで	380円

(2) 超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	5立方メートルを超える10立方メートルまで	126円
	10立方メートルを超える20立方メートルまで	143円

<u>75ミリメートル</u>	<u>43,300円</u>
<u>100ミリメートル</u>	<u>55,100円</u>
<u>150ミリメートル</u>	<u>92,750円</u>

(2) 従量料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	<u>10立方メートルまで</u>	<u>130円</u>
	<u>10立方メートルを超える20立方メートルまで</u>	<u>150円</u>
	<u>20立方メートルを超える30立方メートルまで</u>	<u>180円</u>
	<u>30立方メートルを超える50立方メートルまで</u>	<u>200円</u>
	<u>50立方メートルを超えるもの</u>	<u>215円</u>
事業用	<u>200立方メートルまで</u>	<u>50円</u>
	<u>200立方メートルを超える500立方メートルまで</u>	<u>100円</u>
	<u>500立方メートルを超えるもの</u>	<u>190円</u>
臨時用		<u>260円</u>

備考

- 1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 「一般用」とは、事業用及び臨時用以外の用に使用するものをいう。
- 3 「事業用」とは、工場その他これに類するものの用に使用するもので、1箇月の使用水量の見込みが195立方メートル以上のものをいう。
- 4 「臨時用」とは、建設工事の用、船舶の用その他臨時の用に使用するものをいう。

<u>事業用A</u>	<u>20立方メートルを超える30立方メートルまで</u>	<u>161円</u>
	<u>30立方メートルを超えるもの</u>	<u>173円</u>
<u>事業用B</u>	<u>20立方メートルを超える50立方メートルまで</u>	<u>223円</u>
	<u>50立方メートルを超えるもの</u>	<u>233円</u>
<u>事業用C</u>	<u>300立方メートルを超えるもの</u>	<u>180円</u>
	<u>5,000立方メートルを超えるもの</u>	<u>173円</u>
<u>事務所用</u>	<u>10立方メートルを超えるもの</u>	<u>195円</u>
<u>官公庁用</u>	<u>50立方メートルを超える1,000立方メートルまで</u>	<u>195円</u>
	<u>1,000立方メートルを超えるもの</u>	<u>215円</u>
<u>自治会、集会所用</u>	<u>5立方メートルを超えるもの</u>	<u>180円</u>
<u>船舶用</u>		<u>390円</u>
<u>臨時用</u>		<u>390円</u>

(3) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
<u>13ミリメートル</u>	<u>250円</u>
<u>20ミリメートル</u>	<u>380円</u>
<u>25ミリメートル</u>	<u>500円</u>
<u>30ミリメートル</u>	<u>630円</u>
<u>40ミリメートル</u>	<u>1,250円</u>
<u>50ミリメートル</u>	<u>3,150円</u>
<u>75ミリメートル</u>	<u>5,000円</u>
<u>100ミリメートル</u>	<u>10,000円</u>
<u>150ミリメートル</u>	<u>20,000円</u>

備考

- 1 料金は、表の基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の

端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 「家庭用」とは、家庭における日常生活の用に使用するものをいう。
- 3 「事業用A」とは、事業又はこれに準ずるもの用に使用するもので1箇月の使用水量が173立方メートル未満のものをいう。
- 4 「事業用B」とは、事業又はこれに準ずるもの用に使用するもので1箇月の使用水量が173立方メートル以上3,590立方メートル未満のものをいう。
- 5 「事業用C」とは、事業又はこれに準ずるもの用に使用するもので1箇月の使用水量が3,590立方メートル以上のものをいう。
- 6 「事務所用」とは、事務所及びこれらに準ずるもの用に使用するものをいう。
- 7 「官公庁用」とは、市役所、学校、幼稚園、保育所、認定こども園及びこれらに準ずるもの用に使用するものをいう。ただし、1箇月の使用水量が20立方メートル以下のものは「自治会、集会所用」を適用する。
- 8 「自治会、集会所用」とは、自治会及び集会所の用に使用するもの又は各号のいずれにも該当しない用に使用するものをいう。
- 9 「船舶用」とは、船舶及びこれらに準ずるもの用に使用するものをいう。
- 10 「臨時用」とは、興行その他短期間臨時的に使用するもので、使用期間が180日以内のものをいう。

別表24（第34条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
略	
150ミリメートル	略

備考

1・2 略

別表24（第34条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
略	
150ミリメートル	略
臨時用給水装置	規定する加入金の額の30パーセント相当額

備考

- 1・2 略
- 3 「臨時用給水装置」とは、興行その他短期間臨時的に使用するもので使用期間が180日以内のものをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は公布の日から、第1の表の改正部分は同年1月4日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、同日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第2の表の改正部分による改正後の別表7の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、同日の前日において次の各号に掲げる用途（香川県広域水道企業団水道事業給水条例第31条の規定により認定されていた場合にあっては、その認定されていた用途に限る。）に供されていたものに対する第2の表の改正部分による改正後の別表7の規定の適用については、その水道の使用は、この条例の施行の日から香川県広域水道企業団水道事業給水条例第21条第1項第2号に規定する用途の変更があるまでの間は、それぞれ当該各号に定める用途（企業長が認める場合にあっては、企業長が認める用途）に供されているものとみなす。
 - (1) 家庭用、事業用A、事務所用、官公庁用又は自治会、集会所用 一般用
 - (2) 事業用B又は事業用C 事業用
 - (3) 船舶用又は臨時用 臨時用
- 4 第2の表の改正部分による改正後の別表24の規定は、この条例の施行の日以後の給水装置の新設及びメーターの口径の増加の申込みに係る加入金の金額について適用する。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、企業長が定める。

第3号

香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例及び香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案

(香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(経営の基本) 第3条 略</p> <p>(組織) 第4条 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水対象</th><th>給水人口</th><th>1日最大給水量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略 観音寺市 観音寺町、茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、 茂木町四丁目、茂木町五丁目、茂西町一丁目、茂西町二丁目、 有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、 天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、坂本町一丁目、 坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、 坂本町六丁目、坂本町七丁目、幸町、栄町一丁目、</td><td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	給水対象	給水人口	1日最大給水量	略 観音寺市 観音寺町、茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、 茂木町四丁目、茂木町五丁目、茂西町一丁目、茂西町二丁目、 有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、 天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、坂本町一丁目、 坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、 坂本町六丁目、坂本町七丁目、幸町、栄町一丁目、	略		<p>(経営の基本) 第3条 略</p> <p>2 水道事業の給水対象、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1のとおりとする。 3 略</p> <p>(組織) 第4条 略</p> <p>2 略 3 ブロック統括センター及び広域送水管理センターの名称、位置及び所管区域は、別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水対象</th><th>給水人口</th><th>1日最大給水量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略 観音寺市 観音寺町、茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、 茂木町四丁目、茂木町五丁目、茂西町一丁目、茂西町二丁目、 有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、 天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、坂本町一丁目、 坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、 坂本町六丁目、坂本町七丁目、幸町、栄町一丁目、</td><td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	給水対象	給水人口	1日最大給水量	略 観音寺市 観音寺町、茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、 茂木町四丁目、茂木町五丁目、茂西町一丁目、茂西町二丁目、 有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、 天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、坂本町一丁目、 坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、 坂本町六丁目、坂本町七丁目、幸町、栄町一丁目、	略	
給水対象	給水人口	1日最大給水量											
略 観音寺市 観音寺町、茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、 茂木町四丁目、茂木町五丁目、茂西町一丁目、茂西町二丁目、 有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、 天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、坂本町一丁目、 坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、 坂本町六丁目、坂本町七丁目、幸町、栄町一丁目、	略												
給水対象	給水人口	1日最大給水量											
略 観音寺市 観音寺町、茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、 茂木町四丁目、茂木町五丁目、茂西町一丁目、茂西町二丁目、 有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、 天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、坂本町一丁目、 坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、 坂本町六丁目、坂本町七丁目、幸町、栄町一丁目、	略												

栄町二丁目、栄町三丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、南町五丁目、西本町一丁目、西本町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、三本松町一丁目、三本松町二丁目、三本松町三丁目、三本松町四丁目、琴浪町一丁目、琴浪町二丁目、瀬戸町一丁目、瀬戸町二丁目、瀬戸町三丁目、瀬戸町四丁目、嵐瀬町、高屋町、室本町、流岡町、村黒町、植田町、出作町、柞田町、木之郷町、新田町、原町、池之尻町、粟井町、中田井町、本大町、古川町、吉岡町、伊吹町、大野原町有木（落合に限る。）、大野原町田野々（尾合谷を除く。）、大野原町内野々、大野原町井関、大野原町萩原、大野原町大野原、大野原町花稻、大野原町中姫、大野原町丸井、大野原町福田原、大野原町青岡、豊浜町和田浜、豊浜町姫浜、豊浜町和田及び豊浜町箕浦（ただし、一部山間部を除く。）

略

栄町二丁目、栄町三丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、南町五丁目、西本町一丁目、西本町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、三本松町一丁目、三本松町二丁目、三本松町三丁目、三本松町四丁目、琴浪町一丁目、琴浪町二丁目、瀬戸町一丁目、瀬戸町二丁目、瀬戸町三丁目、瀬戸町四丁目、高屋町、室本町、流岡町、村黒町、植田町、出作町、柞田町、木之郷町、新田町、原町、池之尻町、粟井町、中田井町、本大町、古川町、吉岡町、伊吹町、大野原町有木（落合に限る。）、大野原町田野々（尾合谷を除く。）、大野原町内野々、大野原町井関、大野原町萩原、大野原町大野原、大野原町花稻、大野原町中姫、大野原町丸井、大野原町福田原、大野原町青岡、豊浜町和田浜、豊浜町姫浜、豊浜町和田及び豊浜町箕浦（ただし、一部山間部を除く。）

略

別表第3（第4条関係）

略

別表第3（第4条関係）

名称	位置	所管区域
略		
西讃ブロック 統括センター	観音寺市	給水条例第29条に規定する旧觀音寺市水道事業の給水区域及び旧三豊市水道事業の給水区域
略		

（香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正）

第2条 香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（料金）</p> <p>第29条 旧高松市水道事業の給水区域（高松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年高松市条例第24号）附則第3項第1号の規定による廃止前の高松市水道事業給水条例（昭和34年</p>	<p>（料金）</p> <p>第29条 旧高松市水道事業の給水区域（高松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年高松市条例第24号）附則第3項第1号の規定による廃止前の高松市水道事業給水条例（昭和34年</p>

高松市条例第13号。以下「旧高松市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧丸亀市水道事業の給水区域（丸亀市水道事業廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年丸亀市条例第5号）第7条の規定による廃止前の丸亀市水道事業給水条例（平成17年丸亀市条例第170号。以下「旧丸亀市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧坂出市水道事業の給水区域（坂出市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年坂出市条例第2号）第1条第2号の規定による廃止前の坂出市水道事業給水条例（昭和35年坂出市条例第1号。以下「旧坂出市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧善通寺市水道事業の給水区域（善通寺市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年善通寺市条例第2号）第1条の規定による廃止前の善通寺市水道事業給水条例（平成9年善通寺市条例第36号。以下「旧善通寺市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧觀音寺市水道事業の給水区域（觀音寺市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年觀音寺市条例第1号）附則第2項第2号の規定による廃止前の觀音寺市水道事業給水条例（平成17年觀音寺市条例第200号。以下「旧觀音寺市給水条例」という。) の適用を受けていた区域及び觀音寺市嵐瀬町の区域をいう。以下同じ。) 、旧さぬき市水道事業の給水区域（さぬき市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年さぬき市条例第1号）第3号の規定による廃止前のさぬき市水道事業給水条例（平成14年さぬき市条例第191号。以下「旧さぬき市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧東かがわ市水道事業の給水区域（東かがわ市水道条例等を廃止する条例（平成29年東かがわ市条例第31号）第1号の規定による廃止前の東かがわ市水道条例（平成15年東かがわ市条例第145号。以下「旧東かがわ市水道条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧三豊市水道事業の給水区域（三豊市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年三豊市条例第1号）附則第9項の規定による改正前の三豊市水道事業給水条例（平成18年三豊市条例第244号。以下「旧三豊市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧土庄町水道事業の給水区域（土庄町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年土庄町条例第38号）第5条第4号の規定による廃止前の土庄町水道事業給水条例（昭和43年土庄町条例第6号。以下「旧土庄町給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧小豆島町水道事業の給水区域（小豆島町

高松市条例第13号。以下「旧高松市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧丸亀市水道事業の給水区域（丸亀市水道事業廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年丸亀市条例第5号）第7条の規定による廃止前の丸亀市水道事業給水条例（平成17年丸亀市条例第170号。以下「旧丸亀市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧坂出市水道事業の給水区域（坂出市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年坂出市条例第2号）第1条第2号の規定による廃止前の坂出市水道事業給水条例（昭和35年坂出市条例第1号。以下「旧坂出市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧善通寺市水道事業の給水区域（善通寺市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年善通寺市条例第2号）第1条の規定による廃止前の善通寺市水道事業給水条例（平成9年善通寺市条例第36号。以下「旧善通寺市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧觀音寺市水道事業の給水区域（觀音寺市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年觀音寺市条例第1号）附則第2項第2号の規定による廃止前の觀音寺市水道事業給水条例（平成17年觀音寺市条例第200号。以下「旧觀音寺市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧さぬき市水道事業の給水区域（さぬき市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年さぬき市条例第1号）第3号の規定による廃止前のさぬき市水道事業給水条例（平成14年さぬき市条例第191号。以下「旧さぬき市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧東かがわ市水道事業の給水区域（東かがわ市水道条例等を廃止する条例（平成29年東かがわ市条例第31号）第1号の規定による廃止前の東かがわ市水道条例（平成15年東かがわ市条例第145号。以下「旧東かがわ市水道条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧三豊市水道事業の給水区域（三豊市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年三豊市条例第1号）附則第9項の規定による改正前の三豊市水道事業給水条例（平成18年三豊市条例第244号。以下「旧三豊市給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧土庄町水道事業の給水区域（土庄町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年土庄町条例第38号）第5条第4号の規定による廃止前の土庄町水道事業給水条例（昭和43年土庄町条例第6号。以下「旧土庄町給水条例」という。) の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。) 、旧小豆島町水道事業の給水区域（小豆島町水道事業の設置等に関する条例を

水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年小豆島町条例第16号）附則第3項第3号の規定による廃止前の小豆島町水道事業給水条例（平成18年小豆島町条例第153号。以下「旧小豆島町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧三木町水道事業の給水区域（三木町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年三木町条例第9号）附則第2項第1号の規定による廃止前の三木町水道事業給水条例（昭和44年三木町条例第17号。以下「旧三木町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧宇多津町水道事業の給水区域（宇多津町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年宇多津町条例第1号）第1条第3号の規定による廃止前の宇多津町水道事業給水条例（昭和43年宇多津町条例第10号。以下「旧宇多津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧綾川町水道事業の給水区域（綾川町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年綾川町条例第6号）附則第3項第2号の規定による廃止前の綾川町水道事業給水条例（平成18年綾川町条例第137号。以下「旧綾川町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧琴平町水道事業の給水区域（琴平町組織改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年琴平町条例第1号）第9条第3号の規定による廃止前の琴平町水道事業給水条例（平成9年琴平町条例第15号。以下「旧琴平町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧多度津町水道事業の給水区域（多度津町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成29年多度津町条例第28号）附則第2項第3号の規定による廃止前の多度津町水道事業給水条例（昭和49年多度津町条例第30号。以下「旧多度津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧まんのう町水道事業の給水区域（まんのう町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成30年まんのう町条例第10号）第3号の規定による廃止前のまんのう町水道事業給水条例（平成18年まんのう町条例第158号。以下「旧まんのう町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）及び旧香川県五色台水道事業の給水区域（水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例（平成30年香川県条例第23号）第1条第2号の規定による廃止前の香川県五色台水道事業給水条例（昭和41年香川県条例第3号。以下「旧五色台給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）（第34条第2項において「旧給水区域」という。）における料金は、それぞれ別表1から別表17までのとおりとする。

廃止する条例（平成30年小豆島町条例第16号）附則第3項第3号の規定による廃止前の小豆島町水道事業給水条例（平成18年小豆島町条例第153号。以下「旧小豆島町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧三木町水道事業の給水区域（三木町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年三木町条例第9号）附則第2項第1号の規定による廃止前の三木町水道事業給水条例（昭和44年三木町条例第17号。以下「旧三木町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧宇多津町水道事業の給水区域（宇多津町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年宇多津町条例第1号）第1条第3号の規定による廃止前の宇多津町水道事業給水条例（昭和43年宇多津町条例第10号。以下「旧宇多津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧綾川町水道事業の給水区域（綾川町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年綾川町条例第6号）附則第3項第2号の規定による廃止前の綾川町水道事業給水条例（平成18年綾川町条例第137号。以下「旧綾川町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧琴平町水道事業の給水区域（琴平町組織改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年琴平町条例第1号）第9条第3号の規定による廃止前の琴平町水道事業給水条例（平成9年琴平町条例第15号。以下「旧琴平町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧多度津町水道事業の給水区域（多度津町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成29年多度津町条例第28号）附則第2項第3号の規定による廃止前の多度津町水道事業給水条例（昭和49年多度津町条例第30号。以下「旧多度津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧まんのう町水道事業の給水区域（まんのう町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成30年まんのう町条例第10号）第3号の規定による廃止前のまんのう町水道事業給水条例（平成18年まんのう町条例第158号。以下「旧まんのう町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）及び旧香川県五色台水道事業の給水区域（水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例（平成30年香川県条例第23号）第1条第2号の規定による廃止前の香川県五色台水道事業給水条例（昭和41年香川県条例第3号。以下「旧五色台給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）（第34条第2項において「旧給水区域」という。）における料金は、それぞれ別表1から別表17までのとおりとする。

(加入金)
第34条 略

別表5 (第29条関係)
略

別表22 (第34条関係)
略

(加入金)
第34条 略

2 給水装置の新設の申込者から徴収する加入金の区分及び金額は、旧給水区域の区分に応じ、それぞれ別表18から別表33までに定める金額（次項において「区分金額」という。）のとおりとする。

3・4 略

別表5 (第29条関係)

旧観音寺市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

略

備考

略

別表22 (第34条関係)

旧観音寺市水道事業の給水区域における加入金

略

備考 略

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行に関し必要な経過措置は、企業長が定める。

香川県広域水道企業団情報公開条例及び香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案

(香川県広域水道企業団情報公開条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団情報公開条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、総務省設置法（平成11年法律第91号）<u>第4条第1項第8号</u>の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地</p>	<p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、総務省設置法（平成11年法律第91号）<u>第4条第1項第9号</u>の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地</p>

方独立行政法人をいう。以下同じ。) 及び出資法人（企業団が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公により、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

工 略

(2)～(7) 略

方独立行政法人をいう。以下同じ。) 及び出資法人（企業団が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公により、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

工 略

(2)～(7) 略

（香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正）

第2条 香川県広域水道企業団個人情報保護条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保有個人情報の<u>提供先等</u>への通知）</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（保有個人情報の<u>提供先</u>への通知）</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団個人情報保護条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することが能够となるものを含む。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において「法人等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く法人その他の団体をいう。</p> <p>5～9 略</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第8号に規定す</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>(2) 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において「法人等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く法人その他の団体をいう。</p> <p>5～9 略</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定す</p>

る情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

る情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第11号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 企業長は、公務遂行中の<u>過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故</u>により、禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 企業長は、公務遂行中の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の全部の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員の失職について適用する。

第7号

令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算は、別冊令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計決算書のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるとともに、同法第32条第2項の規定により、香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金4,877,439,873円のうち、2,621,286,777円を資本金に組み入れ、1,648,861,240円を減債積立金に、602,548,790円を建設改良積立金に、4,743,066円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算は、別冊令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計決算書のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるとともに、同法第32条第2項の規定により、香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金331,641,621円のうち、193,494,128円を資本金に組み入れ、45,149,349円を減債積立金に、6,360,816円を建設改良積立金に、86,637,328円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

令和三年十一月香川県広域水道企業団議定例会議案

香川県広域水道企業団